附　則

この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十六号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第二号ロ、第十条第四項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第七条から」を「第八条から」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十条第一項」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条」を「第十五条」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十三条　法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

第九条を第十一条とする。

第八条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第九条　法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条　法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目の経費の支出によるものとする。

一　地域自主戦略交付金
二　沖縄振興自主戦略交付金
三　社会資本整備総合交付金

別表第一中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。

別表第二中「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。

別表第三中「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。

別表第四中「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第二項」を「第十条第二項」に改める。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦